二宮町議会基本条例制定特別委員会・タウンミーティング

記録者 三橋智子委員

開催日時・・・平成24年8月18 日(日) 午前10時00分~午前11時45分

開催場所・・・生涯学習センター(ラディアン)ミーティングルーム

参加人数・・・29人 議員10名 議会事務局3名

司会進行 小笠原委員

次第

- 1. 開会挨拶(杉崎議長)
- 2. 出席委員の紹介
- 3. 経過報告(二見委員長)
- 4. 条例説明(添田委員)
- 5. 閉会挨拶(池田副議長)

以下質疑応答

参加者) 今回議会基本条例を作るにあたって町長には了解をとったのか。協議をしているのか非常に気になるところだ。今までは町長主導型の行政だった。そこに議会がこれだけ食い込む条例を作ることで感情的にならないのか。せっかく作った条例が根底から崩れてしまうのではないか。

「会派」の関係について、基本条例の中に全く入れる事項ではないと思うがどうか。これは(設定するものでなく)第4条の議員活動から生まれてくるものであると思う。

あと、補則は無意味だと思う。第27条までをなぜ本則に入れないのか。

委員) 議会基本条例は執行者側との関係も述べているので、先日も執行者と会議を行って、この条例案について協議をしたところだ。制定しても実現できなければ意味がないので打ち合わせはしている。

次の会派についてだが、色々事例を調べたところ、ほとんどの議会基本条例で明確に書いてある。委員会活動を活性化しようとするときに、勉強会という位置づけで必要になってくる。今まで議会の中でも「1人会派」の是非について議論されてきたことでもあり、あえて「会派」を入れることにした。

補則の件は、確かに重要な部分だ。ここも他市町の条例を参考にし、補則としたものだ。

- 参加者) 第17条「町長等との関係」の中で、「町長等と緊張感ある関係」といった表現 が出てくるが、もう少し柔らかくならないものか。これでは行政に対して挑戦状 を出しているようだ。
- 委員) 表現の仕方は執行者側にも確認を取ることとする。
- 参加者) 前文で「開かれた議会を目指してきたが、さらなる議会改革を進める」となっているが、今まで開かれた議会ではなかったと思うので、この部分は削除したほうがよい。私は(議会に) 陳情を出して却下されたこともあるし、議会全員協議

会を公開するよう何度もお願いしたのに実現してこなかった。中ほどに「議会は 執行機関に対する監視及び評価」と入っているが、同時に議決の責任も入れてほ しい。

- 参加者)執行機関に首を突っ込む事になるのではないか。議会のチェック機能をしっかりさせていれば、このような条例を作らなくてもよいのではないか。
- 司会) ご意見として承る。
- 参加者) 今、二宮町議会の現状でどういう問題があるのか。住民の利益はどう守られているのか、またこれから住民の自治力がかなり試されてくるが、議会が自治力向上にどのようにしていくのかが読み取れない。
- 委員) 住民の自治ということになると、二宮町には自治基本条例がない。議会基本条例の前に自治基本条例があれば理想的なのだが。執行者側は自治基本条例はいらないといっている。この基本条例を制定し、委員会活動を活発にしていかなくてはいけないと思った。これが第1段階で結果として良いと思う。答えになったかわからないが、議会の中で動きは活発になっている。
- 委員) 今の質問は自治力の向上についての指摘だと思う。この条例は議会としての基本的な役割を載せたと説明をしてきた。これを行なうことで住民の自治力が高まっていくだろうとは考えている。僭越だが、条例を実行することで、町民が議会はおもしろいぞと感じてもらい、興味を持ってもらえれば、議会とコミュニケーションをとって、自治というものに関わっていくようになる。
- 参加者) 今の説明で理解したが、基本的に違うと思う。平成 21 年 5 月地方制度市長会の答申の中で国が議会に制度的なメッセージを贈っている。「これからの地方議会は住民自治を本格化」とはっきりとうたっている。それに基づいた議会基本条例という立ち位置にきちんと立たないと理解できない。

執行者側は時期総合計画の策定に当たっても町民を入れてワーキングをして 審議会に吸い上げている。実務的に自治基本条例を実行している。自治基本条例 がないからそこまで踏みこめないというのは理論的におかしい。ところでその総 合計画はどうなのか。

- 委員) 総合計画の評価は行政評価として出されるというが、町民の役割を明記して、町民がどれだけできているのかというものも含めた上での総合評価が必要だと思う。自治の将来の姿を示す総合計画にすべきだと思う。議決事件の中に総合計画を入れている。審議会に議員が2名入っているので、執行者側に組みされているという矛盾を感じている。
- 参加者) それが1つの理念だと思う。それを前文の中にきちんと位置づけられたらどうか。住民も議会はこうやってくれるのかというのがわかり、おもしろい議会だなと感じられるようになるのではないか。

次に住民の利益という点でうかがう。前文に「主権者である町民の信託を受けた」とある。「町民」とは町民活動推進条例の中で1つ定義されているが、「町民」には通勤者も入っている。それに主権を与えるということは、もともと住民である町民は、自分達の利益が阻害される場合が出てこないのか。

委員) 指摘の言葉の定義だが、「主権者である町民」というのは適正ではないかもし

れない。その定義は検討する。

参加者)条例は1つの指針として、新しい議員が入ってきても、これに合わせて推進していくということで大変意義があると思う。補則の第 27 条は、特別委員会を維持して更新していただきたい。

平成 18 年に栗山町が制定した条例の中で、二宮町との違いが 2,3 あるので質問したい。1 つには議会との関係で、反問権というのがあるが二宮では載っていない。なぜ外したのか。

- 2 つ目に、議会事務局の調整の中に一般会議があるが、二宮でも設置すると町 民の意見を集約できるのではないか。
- 3 つ目に、議会報告会について、栗山町は年 1 回開催と回数が書いてあるが、 二宮は具体的に書かれていないがどうなのか。
- 委員) 第1の反問権については、第17条に以前の案には載っていたが(条文の)レベルに合わないということで外した経緯がある。その内容は会議規則で一般質問の一問一答と共に明記することとした。

第2の一般会議は、組織上、一般会議と委員会は並列になってしまい、取り扱いが難しい。もう1つは一般会議に参加する町民の選び方で、いかにより多くの意見を得られるような選び方ができるか、適正な人選や人数が明確にならなかった。意識にはあるので、推進委員会で今後検討していくこととなる。

第3の議会報告会の詳細は要綱に定めていて、回数は年2回で、町内3箇所で 行なうとしている。

- 参加者)要望する。第 15 条の陳情の項目だが、陳情が採択された場合、それがどのように行なわれていくのか、その監視の機能を付け加えていただきたい。どこまで何をやってくれるのか陳情者はわからない。
 - 二宮町の条例は他の市町と何が違うのか、町民との関係で目玉になるようなものが 1 つあってほしいと思う。たとえば地区長会は、行政との協議会があるが、むしろ議会との協議会が必要だと私は考えているので、定期的に設けてもよいのではないか。民意を受け止める意見交換の場としてもよいのではないか。
- 参加者) これまで、できる限り(議会基本条例制定特別委員会の)傍聴をしてきたので感想を述べる。町民のため、町のためという視点が足りないと感じている。議会として町民のために何をしてくれるのかが足りない。行政のほうに心が向いている議員、議員としての都合が優先されてしまう議員がいて残念に感じた。また、特別委員会を傍聴する議員の数が少ない。条例の重要性が認識されていないのではないか。危惧している。条例に魂を入れていただきたい。市民不在が大きな問題だと感じている。
- 参加者) 先にもあったが住民自治を進めていく事はとても大切なことである。前文で気になるのは、地方分権型に転換していかなければいけないとあるが、自分達で作っていく、自治をしていく、担っていくという意気込みをあらわしてもらいたい。 議会は町民の代表なのだから、入れてもらいたい。

第27条の推進委員会は別途規定を定めると書いてあるが、委員は外部なのか、 議員がなるのか。 今日の説明で、公開の条件を言われたが、その前に会議の告知が大事であるが 条例に明記しないのか。先ほど試行で委員会活動を行なっていると話があったが、 私は知らなかった。まずそういうことを周知する事が大切である。

総合計画のワークショップのあり方など、携わっていても今後どうなるのか先が見えない部分があるので、それをどうするのかなど入れていただきたい。

- 委員) 議会は議決するだけではなく、はじめから審議会などと並行して、特別委員会など作るということもある。もう1つは、議会として、ワークショップのメンバーや審議会のメンバーと途中で意見交換をするという方法もある。第 27 条の推進委員会は公式な委員会で、議員で構成するとしている。
- 参加者) 前文に精神論を入れていただき、町民の安心安全のために、希望としてこうある、ということを書いてほしい。町民や行政の合意を私達は期待している。 要綱という事がたびたび出るが、要綱行政の問題は昔から言われている。努めて 要綱を作らず簡潔に、できるだけ本論のほうで述べてもらいたい。

あと、久しぶりに原議員のブログを見たところ、3月議会のときに質問を削除 したと載っていたがその真意は何なのか。

参加者) 基本的なことを定める条例なのでよいものにしていただきたい。基本条例ということは議会の憲法みたいなものだろう。第 18 条は、このように 6 項目をあげる必要はなく、明確に説明を求めるだけでよい。第 22 条など当たり前のことだと思うし第 25 条の研修などは基本条例にふさわしくない。特にこの任期中とは誰の任期中なのかわからない。また推進委員会を作るようだがその必要はあるのか。バイブルのように手元において行動すればよいのではないか。

第 19 条の議決事件という言葉は一般人にはわからない。総合計画を議決事件に加えるとなっているという事は、今までは議決事件ではなかったのか。

- 委員) 議決事件という言葉は自治法上のもので、議決事項という意味だ。ここに総合 計画が入っているのは、自治法が改正されて議決事項ではなくなったからである。 以前は議決事項であった。総合計画とは最も根幹となる計画だと判断したので議 決事件に入れた。
- 参加者)(今回のような)会議の持ち方を住民のことを思ってきちんとやっていただき たい。皆さんを愛しておりますので共に頑張って行きましょう。
- 司会) 委員長からこれからの予定を簡単に報告する。
- 委員長)色々なご意見ありがとうございました。いただいた意見を元に委員で又再検討する。そのあと 11 月ごろにパブリック・コメントにかけるのでご意見をいただくことになる。そして 12 月議会に提出し決定していきたい。
- 副議長)多数の方に参加いただきありがとうございます。多岐にわたる意見を頂戴した。 それを今後検討し、基本条例に反映できたらと考える。これをもって終了とさせ ていただく。